

○松本市指定介護サービス事業者等に対する措置基準

令和8年3月3日
松福高第1181号

1 目的及び基本原則

(1) 目的

本基準は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定介護サービス事業者等に対する行政上の措置について、公平性、透明性及び予測可能性を確保することを目的とする。

(2) 基本原則

- ・措置は、法令に基づき、社会通念に照らして合理的な根拠をもって行う。
- ・措置は、違反行為の性質・程度と措置の重さが均衡するよう配慮する。
- ・措置の実施にあたっては、利用者保護の観点を十分に考慮する。

(3) 対象となる事業者等

この基準は、次に掲げる介護サービス事業者等に適用する。

- ア 指定居宅サービス事業者
- イ 指定地域密着型サービス事業者
- ウ 指定居宅介護支援事業者
- エ 指定介護老人福祉施設
- オ 介護老人保健施設
- カ 介護医療院
- キ 指定介護予防サービス事業者
- ク 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ケ 指定介護予防支援事業者
- コ 第一号事業指定事業者

2 措置の種類

措置の種類	内容
改善勧告	人員基準違反、設備・運営基準違反、指定条件違反の場合の行政指導
一般行政指導	改善勧告の要件に該当しない助言、行政指導等
改善命令	改善勧告に従わない場合の処分
指定・許可の一部効力停止	新規利用者受入停止等（1月～1年）
指定・許可の全部効力停止	全てのサービス提供停止（1月～1年）
指定・許可の取消	指定又は許可の取消し

3 基本となる措置基準

措置事由	標準とする措置の態様
人員基準違反	改善勧告
設備・運営基準違反	改善勧告
人格尊重義務違反	指定・許可の全部効力停止（3月）
不正請求	指定・許可の全部効力停止（3月）
不正手段による指定	指定・許可の全部効力停止（3月）

4 加重・軽減要素（違反類型別）

(1) 人員基準違反

項目	内容	程度
① 利用者被害、法益を侵害している様態・程度	利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 2級（態様）
	利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1級（態様）
② 故意性	故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1月（期間）
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1月（期間）
③ 常習性	違反状況の継続が1年以上の場合	+ 1月（期間）
	違反状況の継続が3月以下の場合	▲ 1月（期間）
④ 組織性	役員（事業所等の管理者を含む）等が実行又は関与（指示）していたもの	+ 1月（期間）
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 1月（期間）
	役員等が実行又は関与（指示）していないもの	▲ 1月（期間）
⑤ 悪質性	当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従っていないもの	+ 2級（態様）
	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1級（態様）
	事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1級（態様）
⑥ 過去5年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 3級（態様）
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を	+ 1級（態様）

	受けているとき	
	別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級 (態様)
	不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	+ 1 級 (態様)

(2) 設備・運営基準違反

項目	内容	程度
① 利用者被害、法益を侵害している様態・程度	利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 2 級 (態様)
	本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき (1) 介護サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき (2) 介護サービス提供事業者と居宅介護支援事業者間での金品その他の財産上の利益の供与又は收受に関するものであるとき	+ 2 級 (態様)
	利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級 (態様)
② 故意性	故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1 月 (期間)
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1 月 (期間)
③ 常習性	違反状況の継続が 1 年以上の場合	+ 1 月 (期間)
	違反状況の継続が 3 月以下の場合	▲ 1 月 (期間)
④ 組織性	役員等が実行又は関与 (指示) していたもの	+ 1 月 (期間)
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 1 月 (期間)
	役員等が実行又は関与 (指示) していないもの	▲ 1 月 (期間)
⑤ 悪質性	基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているにもかかわらず正当な理由がなく定員超過が 2 月以上継続しているとき	+ 2 級 (態様)
	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級 (態様)

	事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥ 過去5年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 3 級（態様）
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+ 1 級（態様）
	別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様）
	不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	+ 1 級（態様）

(3) 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
① 利用者被害、法益を侵害している様態・程度	利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの	+ 1 級（態様）
	利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	▲ 1 級（態様）
② 故意性	故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1 月（期間）
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1 月（期間）
③ 常習性	不正行為の継続が3月超の場合	+ 1 月（期間）
	不正行為の継続が3月以下の場合	▲ 1 月（期間）
④ 組織性	役員等が実行又は関与（指示）していたもの	+ 1 級（態様）
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 2 月（期間）
	役員等が実行又は関与していないもの	▲ 1 級（態様）
⑤ 悪質性	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級（態様）
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥ 過去5年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様）
	不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為に	+ 1 級（態様）

	より行政処分等を受けているとき	
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+ 4 月（期間）
	別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 2 月（期間）

(4) 不正請求

項目	内容	程度
① 利用者被害、法益を侵害している様態・程度	不正請求額が事業所の年間収入（介護報酬及び利用者負担額）の概ね 10% 以上の場合	+ 1 級（態様）
	不正請求額が事業所の年間収入の概ね 1% 未満の場合（ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。）	▲ 1 級（態様）
② 故意性	故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1 月（期間）
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1 月（期間）
③ 常習性	不正行為の継続が 1 年以上の場合	+ 1 月（期間）
	不正行為の継続が 3 月以下の場合	▲ 1 月（期間）
④ 組織性	役員等が実行又は関与（指示）していたもの	+ 1 月（期間）
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 1 月（期間）
	役員等が実行又は関与していないもの	▲ 1 月（期間）
⑤ 悪質性	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級（態様）
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥ 過去 5 年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様）
	不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	+ 1 級（態様）
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+ 4 月（期間）
	別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の	+ 2 月（期間）

	停止処分を受けているとき	
--	--------------	--

(5) 不正手段による指定

項目	内容	程度
① 利用者被害、法益を侵害している様態・程度	明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの	+ 1 級 (態様)
	指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	▲ 1 級 (態様)
② 故意性	故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1 月 (期間)
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1 月 (期間)
③ 常習性	—	
④ 組織性	役員等が実行又は関与 (指示) していたもの	+ 1 月 (期間)
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 1 月 (期間)
	役員等が実行又は関与していないもの	▲ 1 月 (期間)
⑤ 悪質性	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級 (態様)
	不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月超の場合	+ 1 月 (期間)
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級 (態様)
	不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月以下の場合	▲ 1 月 (期間)
⑥ 過去5年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 1 級 (態様)
	不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	+ 1 級 (態様)
	同一の不正行為について、行政指導 (勧告含む) を受けているとき	+ 4 月 (期間)

	別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 2 月 (期間)
--	--------------------------------------	------------

(6) 全措置事由共通

項目	内容	変更程度
① 利用者保護	指定・許可の取消又は指定・許可の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき	指定・許可の取消又は指定・許可の全部効力停止を一部効力停止へ変更
② 運営体制等	勧告（指導）相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき	勧告（指導）を一部効力停止へ変更
	勧告（指導）又は指定・許可の一部効力停止相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき	勧告（指導）又は指定・許可の一部効力停止を全部停止へ変更
	上記の場合又は指定・許可の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき	勧告（指導）並びに指定・許可の一部又は全部効力停止を指定・許可の取消へ変更する例

5 措置決定の方法

(1) 措置の決定

態様	内容（期間等）
A級	勧告（人員基準違反、設備・運営基準違反のみ）、一般行政指導
B級－1号	指定・許可の一部効力停止1月（新規利用者受入停止等）
B級－2号	指定・許可の一部効力停止3月（新規利用者受入停止等）
B級－3号	指定・許可の一部効力停止6月（新規利用者受入停止等）
B級－4号	指定・許可の一部効力停止1年（新規利用者受入停止等）
C級－1号	指定・許可の全部効力停止1月
C級－2号	指定・許可の全部効力停止3月
C級－3号	指定・許可の全部効力停止6月
C級－4号	指定・許可の全部効力停止1年
D級	指定・許可の取消

(2) 処分期間の換算表

加重・軽減後月数	換算程度（号）	内容
1～2月	1号	指定・許可の全部又は一部効力停止1月
3～5月	2号	指定・許可の全部又は一部効力停止3月
6～8月	3号	指定・許可の全部又は一部効力停止6月
9月～	4号	指定・許可の全部又は一部効力停止1年

(3) 適用手順

- ア 基本措置の決定
- イ 加重・軽減要素による段階調整
- ウ 加重・軽減要素による期間調整
- エ 最終措置の決定

6 加重の上限

(1) 上限の原則

基本措置から3段階以上加重される場合は、2段階加重を上限とする。

(2) 例外事由

次の場合は上限を適用しない。

- ア 組織的かつ継続的（1年以上）な不正請求
- イ 利用者の生命・身体に重大な危害を及ぼした場合

ウ その他特に悪質と認められる場合

(3) 例外適用時の説明

例外を適用する場合は、通知書にその理由を明記する。

7 利用者保護による調整

(1) 軽減の場合

指定・許可の取消又は全部効力停止相当であっても、次の場合は軽減を検討する。

ア 代替サービス確保が困難な場合

イ 利用者へのサービス継続が必要な場合

ウ 不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が見込まれる場合

(2) 加重の場合

勧告相当であっても、次の場合は加重を検討する。

ア 運営体制の著しい不備により利用者に不利益が生じるおそれのあるもの

イ 改善の見込みがないもの

8 措置決定手続

(1) 基本手続

措置の種類	必要な手続
指定・許可の取消	聴聞
指定・許可の効力停止処分	弁明の機会の付与
改善命令	弁明の機会の付与

(2) 手続の保障

ア 措置予定の理由を事前に通知する。

イ 十分な弁明の機会を提供する。

ウ 代理人（弁護士等）の選任を認める。

(3) 外部専門家の関与

措置の公平性確保のため、必要に応じて市法制部門や弁護士等の意見を聴取する。

9 総合判断

(1) 最終判断基準

松本市において、次の観点から総合的に判断する。

ア 本基準による措置程度の妥当性

イ 同種事案との均衡性

ウ 利用者保護の必要性和緊急性

エ 措置の抑止効果

オ 事業所の改善可能性

(2) 基準変更時の説明

本基準によらない措置を行う場合は、その理由を通知書に明記する。

10 処分の公示

改善命令、指定・許可の効力停止及び指定・許可の取消を行った場合は、介護保険法の規定により、事業所名、措置内容等を公示する。

11 その他

当該基準に定めのないものについては、別に市長が定めるものとする。

附則

- 1 この基準は、令和8年3月3日から施行する。